

平成29年度 第1回四日市市立図書館協議会会議要録

1. 日 時 平成29年6月12日(月) 午後3時00分～午後5時20分
2. 場 所 四日市市立図書館 3階 会議室
3. 出席者 委員：岡田博子、嶋津美和、竹下すま子、田中久登、土川典代、
中井孝幸、福永智子、藤田一樹、松井真理子
(五十音順、敬称略)
図書館：村上周作館長、田中嘉隆副館長、堀田智恵美管理係長、
水谷園子奉仕係長
4. 欠席者 なし
5. 傍聴者 2人
6. 議事録概要
 1. はじめに
 2. 会長・副会長選出
 3. 議題
 - (1) 平成28年度図書館事業報告等について
 - (2) 平成29年度図書館事業計画等について
 - (3) 新図書館に関する検討について
 - (4) その他
 4. 終わりに

1. はじめに

【館長挨拶（任命状交付）】

村上館長：当協議会は、図書館法第14条に基づき、図書館長の諮問意見機関とする法定協議会であり、四日市市立図書館協議会条例に基づき設置される。各委員の皆様には、四日市市教育委員会より任命状が発せられているので、渡させていただきます。

開会にあたり、3点を話したい。

まず、全国各地で学校史の切り取り事件があるが、当館では職員の目が届く書架にあることもあり、被害がない。ただ、別に死角の書架もあるので、見まわりの強化、貼紙の充実に取り組んでいる。

次に、「学芸員はがん」発言に絡み、中日新聞が「集客優先 危うい文化行政」という見出しで図書館もレポートしている。図書館に対する理解が広まるよう、事業にも取り組み、また図書館の説明も必要である。

3つめには、ネット上の「生涯学習研究 e 事典」で鈴木佳苗/先生の「読書レディネスの形成」がある。児童の発達段階から、4～5歳までに読書を楽しむ基礎ができ、小学校では多読期に入る。「新図書館の基本方針(案)」での子ども読書推進として、中高生の段階も含めて当館でも力を入れていく。

2. 会長・副会長選出

図書館協議会条例第4条において、会長・副会長は委員の互選となっているところ、事務局案として会長に松井委員、副会長に福永委員をそれぞれ推薦、異議なく承認され、就任した。

図書館協議会条例第5条により、松井会長が議長となり、議事を進める。

【出席者確認・会議成立確認】定数9名、出席9名。

【傍聴者確認】2名。

【非公開範囲の決定】適宜、諮るものとされた。

3. 議題

(1) 平成28年度図書館事業報告等について

(図書館説明)

委員：この概要には、あさけプラザ図書館分は含まれるのか。

図書館：本館分のみであり、含まれない。

委員：本館とあさけプラザとの関係について説明されたい。

図書館：元々、市立図書館は本館と自動車文庫と合わせて1館体制、地域館としてあさけプラザ図書館6万冊、楠交流会館図書室6万冊となっている

委員：12万冊も44万冊に合わせて四日市市全体の蔵書数ではないのか。

図書館：図書ネットワークを組んで図書を貸借し、中央館・地域館として連携している。なお、2館の設置は図書館法によらない。

委員：各地区市民センターの図書コーナーはどのような位置づけか。

図書館：地域公民館の図書室であり3千～8千の蔵書を有し、同センター職員が管理している。

委員：市立図書館の資料費はいくらか。

図書館：図書館概要23頁をご覧ください。2,900万円弱である。

委員：決算についてはいかがか。

図書館：決算額は予算額とほぼ同額である。

委員：四日市市の規模であれば、もう少し予算がほしいくらいである。

(2) 平成29年度図書館事業計画等について

(図書館説明)

委員：臨時予約貸出窓口について、来館者は建物の中に入ってゆっくり予約して貸してもらえるスペースはあるのか。

図書館：狭い。閲覧、本を見ながらの貸借はできない。ネット予約もあるが、新刊と蔵書検索OPACにての予約対応となろう。

委員：レファレンスはどこまでしていただけるのか。

図書館：予約までのレファレンスとなる。市外との相互貸借まではできない。

委員：検索機械は置くのか。

図書館：1台置く予定でいる。

委員：吊天井崩落対策工事が始まれば、一般閲覧室が使用できなくなろう。また、対市民へお知らせ等を行うのか。

図書館：すでにカレンダーにて臨時休館を案内しているものの、確定すれば、早めに広報よっかいちにて周知するとともに、館内にて案内したい。

委員：工事について知らなかった。周知されたい。

委員：吊天井崩落対策工事は、天井だけ対応するのか。空調は古くないか。

図書館：天井撤去のみ対象である。昭和48年開館であり、毎年あちこちを修繕している。

委員：工事により屋内が広がった結果、エアコンの効きも悪くなろう。

委員：事業計画に付け加えて説明したい（Can活動説明）。6月30日に子ども読書ボランティア交流会が実施される。行政と地域ボランティアとの話し合いの場を作っていただくなど、図書館中心であれば活動の広がりもあり、今後事業に加えていただきたいと思う。

図書館：子どもの読書活動推進計画にも、似たような取り組み方針が書かれており、検討したい。

（３）新図書館に関する検討について

（図書館第3回策定委員会資料、資料2、資料3、資料4説明）

委員：資料4の5図書管理業務は司書の立場から言えば定型でなく非定型業務である。ニーズに合った蔵書はカウンターにて貸出や返却をしてこそ可能である。利用者と接することなく選書した蔵書は独りよがりなものである。図書管理業務も司書の専門性に関わりがある。図書管理業務と社会教育業務は密接につながっている。選書は継続性を求められる。配置する司書は、長い視点で見る必要があり、市職員にて対応する方向で考えていただきたい。

資料2において「利用頻度の低い本を蔵書するとは…」の意見があるが、取り寄せは2～3週間かかるものであり、利用者を待たせられない。図書館へ行ったその時に手に入るということが重要である。連携していると思うが、蔵書は他館との貸借でなく、利用者への貸出が基本である。ぜひ、たくさんの本を貸し出せるようお願いしたい。

委員：蔵書数のところは賛成である。その本が周辺の市町にあって、四日市市にないというのは悲しい。他の市町が備えている図書は、社会教育施設として蔵書確保に努めていただきたい。

委員：このほか司書の仕事について、一般の人の理解が必要である。誰が司書か服装などでわかるようにして、司書の仕事を宣伝してはいかが。

委員：資料4の5施設管理業務は、司書の専門性に関わりがある。例えば、ゴ

ミが落ちていたり、汚れていたら、誰かが掃除するだろうでなく、働いている人、使っている人が図書館に愛着を持っていただきたい。その関わりがないとすると、やらなくてよいだろうと思われる。維持管理されているかチェックするべきであり、意識を変えてもらいたい。

図書を 90 万冊規模にするのは賛成である。浦安図書館の館長によると、選書した図書が返されるときの顔を見よ、とのことである。満足した顔を見て選書が正しかったか確認をせよとのことである。

資料 3 に関し、図書を近隣市町で 1 か所に集約するのは間違いである。資料 2 の意見をみると「すみ分け」や「連携」の感覚が違っている。また、四日市市立図書館は周辺市町の住民からの利用が少ないのが問題である。市立図書館には、菰野町の図書館では果たせない役割を、周辺地域の中核都市であり 30 万人都市の図書館の果たすべき役割がある。そのうえでの相互利用が広域連携であり、住み分けである。菰野町図書館の利用の半分は四日市市住民である。お互い様というとき、四日市市は周辺市町に対して何をサービスするのか、と言われれば、これは豊富な蔵書量である。取り寄せでなく、広く早く借りられるとなれば、利用者は増加する。蔵書は少なくてもよいという意見が出されるのが不思議である。蔵書を減らして入館者増を図るというのは矛盾している。カフェだけで何十万人は来ない。本の魅力が人を惹きつける。

委員：司書が貸出・返却も、レファレンスも全部の業務が十分にできているか心配している。

図書館：現状で、カウンターが 1 か所あり、そこで貸借・返却、レファレンスを行っている。借出で 1 分あたり 2～3 人、11 冊と忙しいと理解している。司書資格を持った職員がレファレンスのほか貸出業務も行っている。

岐阜市はカウンターで、貸出とレファレンスは別となっており、貸出返却処理業務だけでみれば民間委託できるかもしれない。しかし、蔵書の構築のためを考えると、司書が貸出返却処理に追われるのはもったいない。

委員：本に IC タグが入れば、返却時、ブックポストに入れると自動的に返却処理ができる。機械でできるところは機械で行うことで司書の負担が軽くなり、司書はいろいろな活動ができる。また、貸出窓口を増やせるほか、半分以上を機械化し、本を見られたくない人や子どもは貸出機を利用できるようになる。以上のことから直営を守ってほしい。

委員：先ほどの近隣市町からの利用が少ないことについては、市外から来る人は少ないが、これは蔵書数でなく、駐車場など、他の原因があるのではないか。

委員：蔵書はもっと増えてもよいが、駐車場も問題であると思う。

委員：この本が読みたいという目的がなければ、行きやすい図書館へ行くのではないか。近い菰野町図書館へ行くのではないか。新しいところに駐車場がしっかりあればと思う

委員：蔵書数なのか、駐車場なのか、菰野町に押し寄せている理由は何なのか。

30 万人都市の人々がここまで菰野町へ負担をかけてよいのか。

委員：市立図書館の立地上の問題もあろう。現在でも偏在していると言え、東へ行けばますます菰野町に負担をかけることとなろう。

委員：菰野町図書館は本が少ない。

委員：蔵書の充実、近接性は利用者数増減の 2 大要因である。四日市市は菰野町に近さで負けている。そして蔵書量が足りない。

委員：指定管理者制度について、市社協では 10 数年前に導入され、福祉施設を運営している。10～15 年経つと、尺度が利用者の満足度からコストへ変わっていく。図書館という機能は、市が責任を持って運営されるべきである。

委員：資料 3 について、四日市市は蔵書が少ないと思う。スペースが少ない、他の場所にて所蔵すべきなど、相互利用でよいと策定委員会にて意見が出されるが、根本的に考え方が違い、話がかみ合わない。大きな市がいつも他市町の図書を借りているという状況は、他市町に常時負担をかけているということであり、いかがなものか。

蔵書数の目標について審議されたが、貸出密度という尺度がある。6 月上旬に開館した安城市立図書館については、計画では蔵書数全市で 100 万冊、貸出密度 1 位という目標を掲げており、驚いた。四日市市の場合、国の望ましい基準から言えば、人口規模から資料費は 7,000 万円程度が目標値となろう。本日の議論を策定委員会へ報告いただきたい。

委員：目標を高く持つ心意気がほしいところである。

委員：資料 2 の 5 頁、蔵書の質について、策定委員会での事務局の回答がよくわからない。

図書館：蔵書の構成と理解している。そもそも、それは策定委員会で検討事項には上がっていない。子ども読書もよいが、高齢者向けの認知症予防に効果のある本を購入するなど、蔵書の分類構成を策定委員会で議論するとし、先進的な図書の事例を報告するとなっている。

委員：先進的な図書館とはどのようなものなのか。

図書館：策定委員会では、ヘビーユーザーの意見はもうよく、ほかの人が図書館に来ないのは蔵書の質に問題があるからと言われている。

委員：数がないと質は上がらない。まず数の確保からである。

図書館：図書館ではどんな方のニーズにも対応できる本を揃え、保存することと思う。そうした幅広い蔵書構築に努める。人気のある本を半年間、商品として並べる書店とは違う。人気がなくとも 3～4 年も経って書店では取り寄せもできなくなる本の収集と保存、そして提供をする。

委員：策定委員会に出ているが、協議会代表として、ここで議論された意見を述べている。本日の議論の内容とこの資料のように書いていただいたのは心強い。今回の協議会での議論を少し直して、今の協議会の意見として上げて

いただけないか。

図書館：協議会委員の中で異議ない意見は資料3～4で整理する。ただし、資料4の図書館業務の区分ごとの司書の専門性や図書との関わり、民間活用の考え方については削除でよいか。

議長：協議会の意見により外すこととする。

(事務局資料5説明)

委員：台数設定は私が試算した。土日に必要な台数は図書館利用で300台、さらに2割を見込んで365台を想定している。

委員：市営駐車場165台とは、自由に停めることができるスペースであり、図書館以外の他の利用者によりほとんど埋まっている可能性があるのではないか。

委員：議員の駐車場はどこにあるか。

図書館：一般車両の入ることができない地下等に記者クラブとともにある。

委員：現在でも身障者の人たちが市営駐車場に入らず、総合会館周辺に停めている。

委員：単純にゲートを増やせられないか。地下に1か所あるように思うが。

図書館：地下の入口は議員などが使う。大四日市まつりのときには入ることができる。入庫を2か所とし、一列に並ぶことをやめなければ身障者、思いやり駐車場使用者に配慮できない。障害者差別解消法では合理的な配慮が求められるが、拠点施設は建設前である。

委員：地下に思いやり分をとれないか。駐車場を地下にとれないか。

委員：市営駐車場について、今日は14:30に満車で入れない状態であった。質問するが、移動図書館の車両はどこに停めるのか。また前の公園を駐車場にしていかがかと思う。

委員：駐車場が満車になっているため、図書館に来るのをやめる人がいるのではないか。

委員：自動車文庫のスペースについて、協議会からぜひ必要であると言っていたきたい。

図書館：移動図書館車は可能性を検討することになっている。先ほど地下駐車場と意見が出たが、地下に身障者専用駐車場と思いやり駐車場を作れば、移動図書館車を小型化して2台分の発着所が確保できる。

委員：自動車文庫は必要と述べたものの、策定委員会の方で可能性を検討と文章が変わった。

図書館：総合会館は、身障者が利用・通所する施設でもあるが、実際に市営駐車場に車を停められないという実態の報告があった。地下駐車場ができないとは聞いていないし、策定委員会では延床面積、フロア数が減るという回答があった。

委員：地下水位が高いと無理だが、他に地下施設があるので、地盤は大丈夫で

あろう。しかしコストはかかる。

委員：隣の公園の駐車場はどうなったか。

図書館：それを検討したとは聞いていない。

委員：お金がかかろうが、車路をまたぐ橋があればよいと思う。市営駐車場は狭くて入りにくい。

委員：苦労している立場の人の視点で考えていただきたい。

議長：いずれにせよ駐車スペースは絶対足りないと容易に想定される。現在でも不足しているのに、施設ができればさらに状況が悪くなる。移動図書館と
のことといい、車の件は非常に重要視していただきたいところであろう。

図書館から教育長、そして策定委員会事務局へ提出してもらうこととする。

（４）その他

（特になし）

４．終わりに

次回協議会について、年内実施にて後日、各委員の予定を調整することとされた。

（17:25 終了）

新図書館に関する図書館協議会としての意見について

市立図書館協議会では、「第 3 回中心市街地拠点施設整備基本計画策定委員会資料」における検討の状況、「第 3 回中心市街地拠点施設整備基本計画策定委員会会議録」における議論の状況を踏まえ、図書館協議会としての意見を取りまとめた。これら意見は、図書館長に対して意見するとともに、教育長及び同策定委員会(事務局：政策推進課)に対して意見を提出することとした。

1 新たに増える駐車場需要に対する駐車場の確保に関して

- (1) 「一時的であっても入庫待ちが長くならないような駐車場の方策を講じる」ため、市営中央駐車場から公用車 142 台を他の駐車施設に移動させるなどして時間貸の駐車台数を増やすこと。これにあたっては、市営中央駐車場前広場など市有地の利活用、民間駐車場など民有地の利活用を検討すること。
- (2) 「車いすやベビーカーに対応する駐車場の確保」のため、中心市街地拠点施設の計画敷地内の地下に中央通りに面した出入口の地下駐車場を身体障害者専用駐車場、おもいやり駐車場として整備し、併せて地下駐車場内に移動図書館車の発着所を確保すること。

2 都市規模に見合った中央館としての蔵書構築に関して

- (1) 県下の北勢地域における 31 万人都市の中央館であり、集客力を十分に発揮すべき滞在型図書館であることから、その蔵書数は人口規模や集客力、滞在型に見合う「現状水準の倍増」程度を目標とすること。
- (2) 希望する図書を館外書庫や近隣市町の図書館から取り寄せ、再び閲覧や貸出に来館しなければならないという二度手間をなくし、利便性が高く、役に立つ図書館として幅広く豊富な「蔵書のすべてを図書館内に収納」すること。

3 制度的に課題・問題点のある業務請負に関して

- (1) 衆議院と参議院では、次のとおり答弁と附帯決議が行われている(平成 20 年)。このことから、「指定管理者制度の導入による弊害について十分配慮して適切な管理運営体制の構築」を図ること。

- ① 指定管理者制度は、長期的視野に立った運営が必要な図書館になじまず、難しいこと(答弁)
- ② 図書館等の社会教育施設における人材確保及びその在り方について検討すること(附帯決議)
- ③ 指定管理者制度の導入による弊害について十分配慮して適切な管理運営体制の構築を目指すこと(附帯決議)

- (2) 経済財政諮問会議では、次の理由により「民間委託や指定管理者制度導入のトップランナー方式の導入を見送る」と結論づけている(平成 28 年)。管理運営体制の検討にあたっては、これら理由を十分に踏まえること。

- ① 定型業務とは異なり、教育や子育て支援といった政策的な役割があること
- ② 司書業務の専門性、多様なニーズに応じた図書館の教育活動、持続的・継続的な図書館の運営などがあること

- (3) 民間請負には、次のとおり制度的な課題・問題点があることから、市行政の直営を基本とすること。

- ① 指定管理者の要件である「目的を効果的に達成する最も適切なサービス提供者」として、図書館業務の実績やノウハウを有する民間事業者が少ないこと
- ② 事業計画の一貫性や継続性、司書の経験や研修の積み重ねが必要であるが、民間事業者では事業計画の策定、従業員の雇用が請負契約期間に限られること
- ③ 市有財産である図書の取得や廃棄が民間事業者にはできず、法定条例設置の図書館協議会が民間人館長の権限下になり、市と権限が輻輳し、業務請負として民間事業者において完結できないこと
- ④ あさけプラザ図書館や楠交流会館図書室に対する中央館であり、小中学校・保育幼稚園、読書ボランティアに対する中心拠点であることについて、民間事業者では適さないこと
- ⑤ 民間事業者では、子ども読書活動推進法、市子ども読書活動推進計画を所管できず、また同計画の中核的な主体として参画することが適さないこと
- ⑥ PFI 法や指定管理者制度で対象とする利用料金制ではなく、図書館法で利用料無料が規定されていることから、民間事業者の利益は司書の人件費や研修費がほとんどである委託費の範囲内に限られること